

相模原市政令指定都市にかかわる協会けんぽ記号について

平成22年4月に相模原市が政令指定都市となりました。そのため年金事務所で使用しています事業所記号「相***」が新しく区ごとの事業所記号となりました。

しかし、平成22年3月に既に適用されています事業所につきましては協会けんぽで使用しています事業所記号「55*****」は変更になりません。新しい記号につきましては、平成22年4月以降に新規適用となりました事業所及び平成22年5月住所変更にて他県からの相模原市にいられた事業所からとなります。

平成22年4月、相模原市に政令指定都市に伴い

相模原市	相	55	→	相模原市緑区	相緑	72
				相模原市中央区	中央	73
				相模原市南区	相南	74

例1 相模原市緑区の事業所

平成22年3月

年金の記号	郡市区記号	カナ記号		
	相 (55)	い	ろ	は

平成22年4月

年金の記号 変更	郡市区記号	カナ記号		
	相緑 (72)	い	ろ	は

平成22年4月

協会の記号 変更なし	55	01	02	03
---------------	----	----	----	----

年金記号は変更になりましたが協会記号は変更しません

例2 平成22年4月以降に新規適用された事業所（相模原市中央区）

年金の記号 設定	郡市区記号	カナ記号		
	中央 (73)	ろ	は	に

協会の記号 設定	73	02	03	04
-------------	----	----	----	----

例3 平成22年4月に東京都町田市から相模原市南区へ住所変更

平成22年4月に住所移転処理

年金の記号	郡市区記号	カナ記号		
	町田	*	*	*

平成22年5月
管轄変更

年金の記号 変更設定	郡市区記号	カナ記号		
	相南 (74)	は	に	ほ

協会の記号 設定	74	03	04	05
-------------	----	----	----	----

県内郡市区記号変換表

カナ記号変換表

年金事務所	郡市区	変換後	カナ		数字	
鶴見	鶴見区	鶴	1	イ	い	01
	神奈川区	神	2	ロ	ろ	02
港北	港北区	港北	3	ハ	は	03
	緑区	緑	4	ニ	に	04
	青葉区	青葉	5	ホ	ほ	05
	都筑区	都筑	6	ヘ	へ	06
川崎	川崎区	川	11	ト	と	07
	幸区	幸	12	チ	ち	08
高津	中原区	中原	13	リ	り	09
	高津区	高	14	ヌ	ぬ	10
	多摩区	多	15	ル	る	11
	宮前区	宮	16	ヲ	を	12
	麻生区	麻	17	ワ	わ	13
横浜中	中区	中	21	カ	か	14
	西区	西	22	ヨ	よ	15
横浜西	保土ヶ谷区	保	23	タ	た	16
	旭区	旭	24	レ	れ	17
	戸塚区	戸	34	ソ	そ	18
	瀬谷区	瀬谷	41	ツ	つ	19
	栄区	栄	70	ネ	ね	20
	泉区	泉	71	ナ	な	21
横浜南	南区	南	31	ラ	ら	22
	磯子区	磯	32	ム	む	23
	金沢区	金	33	ウ	う	24
	港南区	港南	40	ノ	の	26
横須賀	横須賀市	横須	35	ク	く	28
	逗子市	逗子	37	ヤ	や	29
	三浦市	浦市	38	マ	ま	30
	三浦郡	三浦	39	ケ	け	31
平塚	平塚市	平	51	フ	ふ	32
	秦野市	秦	56	コ	こ	33
	中郡	中郡	59	テ	て	35
	伊勢原市	伊	65	ア	あ	36
藤沢	鎌倉市	鎌市	36	サ	さ	37
	藤沢市	藤	52	キ	き	38
	茅ヶ崎市	茅	54	ユ	ゆ	39
	高座郡	高座	58	メ	め	40
小田原	小田原市	小	53	ミ	み	41
	足柄上郡	足上	60	シ	し	42
	足柄下郡	足下	61	エ	え	43
	南足柄市	南足	68	ヒ	ひ	44
厚木	厚木市	厚	57	モ	も	45
	愛甲郡	愛	62	セ	せ	46
	座間市	座	66	ス	す	47
	海老名市	海	67			
	綾瀬市	綾	69			

平成22年4月、相模原市政令指定都市に伴い

相模原	相模原市	相	55
	大和市	大和	64

相模原市緑区	相緑	72
相模原市中央区	中央	73
相模原市南区	相南	74
大和市	大和	64

事業所記号変換表

平成20年9月まで政府管掌保険の事業所記号は、例1から例3のとおり「漢字+カナ」にて表示していましたが、平成20年10月から協会けんぽに変わり県内を一括管理をする必要のため、事業所記号を8桁（鶴見年金事務所、港北年金事務所管轄は7桁）の数字に変わりました。変換例は下記のとおりです。

例1 カナが1文字の場合

政管の記号	郡市区記号	カナ記号			
	川	い			
↓ ↓					
協会の記号	11	01	00	00	

カナ1文字の場合には、後ろ4桁が「0000」となります。

例2 カナが2文字の場合

政管の記号	郡市区記号	カナ記号			
	幸	い	ろ		
↓ ↓ ↓					
協会の記号	12	01	00	02	

カナ2文字の場合には、後から3桁と4桁が「00」となります。

例3 カナが3文字の場合

政管の記号	郡市区記号	カナ記号			
	鶴	い	ろ	は	
↓ ↓ ↓ ↓					
協会の記号	1	01	02	03	

記号変更につきましては、**県内での住所変更、事業所名称変更にて年金事務所の事業所記号が変更されても、協会けんぽの事業所記号は変更されずそのまま継続されます。**（協会けんぽでは、平成20年10月の政管事業所記号が継続され使用されます）**事業所名称が変更になった場合には、協会記号の変更はされませんが、新しい保険証が交付されます。**